

被災住宅用地申告書

20XX年 X月 X日

福山市長様

福山市税条例(昭和41
年条例第89号)第65条
の2の規定により次の
とおり申告します。

申告者	住所 (所在地)	東桜町3番5号
	フリガナ	フクヤマ タロウ
	名前 (名称)	福山 太郎
	電話番号	084-928-1024

1 納税義務者情報 (申告者と異なる場合)

住所 (所在地)	東桜町3番5号
名前 (名称)	福山 一郎
申告者と納税義務者の関係	☐ 本人 ☒ 親族・相続人 (子) ☐ 合併法人等

※ 親族・相続人で同一世帯ではない場合、続柄が分かる書類(戸籍等)を添付してください。

※ 合併法人等の場合、その経緯が分かる書類(登記事項証明書等)を添付してください。

2 被災年度における被災住宅用地の内容

連番	所在	地積	所有者	備考
1	東桜町100番1	200.00 m ²	福山 一郎	
2		m ²		
3		m ²		
4		m ²		
5		m ²		
6		m ²		
7		m ²		
8		m ²		
9		m ²		
10		m ²		

⇒ 裏面に続きます。

3 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の内容

連番	家屋番号	所有者
1	100番1	福山 一郎
2	未登記	福山 花子
3		
4		
5		

4 家屋が滅失し、又は損壊した原因となった災害等の発生した日時及びその詳細

発生日時	20XX年 Y月 X日 XX時頃
詳細	☐ 震災 ☒ 風水害 ☐ 火災 ☐ その他（ ）
	自然災害による被害の証明「り災証明書」「被災証明書」は、次の部署で取得できます。 本庁：福祉総務課 西部市民センター：松永保健福祉課 北部市民センター：北部保険福祉課 東部市民センター：東部保健福祉課 かなべ市民交流センター：神辺保健福祉課 沼隈支所：沼隈支所（保健福祉担当） 新市支所：新市支所（保健福祉担当） 火災による被害については、被災家屋を管轄する消防署へお問い合わせください。

5 被災年度の翌年度又は翌々年度の賦課期日において住宅用地の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

☐ がれき等の処理で物理的に使用できない。 ☒ 権利関係の調整に時間がかかる。 ☐ 復旧工事用の資材置場として当該用地を提供しているため、使用できない。 ☐ 経済的事由により、住宅再建まで時間がかかる。 ☐ その他

注1 被災年度の翌年度又は翌々年度の初日の属する年の1月31日までに申告してください。

注2 既に当該土地について事業用家屋の建築確認申請の確認済証が交付されている場合又は住宅用地を他に確保しており、当該土地を住宅用地として使用しないことが明らかな場合は認定の対象となりません。